

# 高知大学医学部附属病院がんゲノム医療センター規則

令和元年5月28日  
規則第17号

最終改正 令和3年9月28日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第8条第6項の規定に基づき、がんゲノム医療センター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 遺伝子パネル検査に関すること。
- (2) 遺伝カウンセリングに係る院内連携に関すること。
- (3) がんゲノム医療に係る患者の臨床情報等の収集・管理に関すること。
- (4) 手術検体その他の生体試料の保管・管理に関すること。
- (5) がんゲノム医療に係る連携医療機関との連絡調整に関すること。
- (6) がんゲノム医療に従事する医療者に対する研修に関すること。
- (7) がんゲノム医療の業務に係る講習会等の情報提供に関すること。
- (8) センターの運営に関すること。
- (9) その他がんゲノム医療に関し必要な事項

(運営委員会)

第3条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、がんゲノム医療センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第38号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。